

## 街路灯および街路樹の異常時に伴う連絡について

花の季台団地内の街路灯および街路樹について、球切れなどの異常がありましたら、下記の要領にて、報告(対処)をお願い致します。  
環境衛生部を通ず連絡方法と発見者が自ら区役所維持管理課へ通報頂く3つのパターンを以下に示します。どの方法を取って頂いても良いですし通報が重なっても問題ありません。

(1). 班長からの報告に従った流れ。

※各班に設置されている街路灯全てを責任範囲とします。

班長 ⇒ 環境衛生部長 ⇒ 区役所維持管理課

(2). 一般の方が球切れ等を確認された場合の流れ。

球切れ確認者 ⇒ 班長 ⇒ 環境衛生部長 ⇒ 区役所維持管理課

(3). 確認者から直接通報し対処を要望する。

球切れ確認者 ⇒ 区役所維持管理課 TEL:082-831-4957

■維持管理課への連絡の仕方は、花の季台の街区と通りナンバー、及び街路灯番号の二つの連絡で対応可能です。

(例). 花の季台の〇〇ですが、B街区8の、10680の街路灯が切れています、  
至急取り換えてください。

(注)公園の場合は公園名で解るとの事です。

もし街路灯が切れていると気づかれたら、(1). (2). (3). どの方法でも結構なので、遠慮せずに通報して頂ければと存じます。また、複数の方から重複して通報(依頼要望)があっても区役所維持管理課は構わないとのことで、寧ろその方が緊急性が高まり、迅速な対応が期待できます。